

厚木市優良建設工事等表彰要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>(表彰の方法)</u></p> <p><u>第3条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。</u></p> <p><u>2 厚木市優良表彰には、記念品を添えることができる。</u></p> <p>(表彰の基準)</p> <p>第4条 表彰は、<u>第2条</u>に規定する表彰の対象となる工事等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 厚木市優良表彰については、<u>厚木市請負工事等成績評定要綱(平成20年4月1日施行。以下「評定要綱」という。)</u>第10条に規定する評定点の合計が80点以上の工事等のうち、<u>次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>ア 優れた現場管理及び施工技術を有し、適正な工程管理に基づき施工され、その出来栄が特に優れ、他の模範となるもの</u></p> <p><u>イ 市の計画意図を十分に把握し、優れた技術と誠意をもって設計、調査及び工事監理したものの</u></p> <p><u>ウ 著しく困難な条件を克服し、完成したものの</u></p> <p>(2) 厚木市奨励表彰については、評定要綱第10条に規定する評定点の合計が、<u>工事にあっては75点以上、工事に係る委託にあっては70点以上の工事等を行った者であって、次に掲げる部門ごとにおいて最高点であったもの(優良表彰対象の業者を除く。)</u>とする。<u>ただし、第2条に規定する工事等のうち、工事にあっては65点未満、工事に係る委託にあっては60点未満の工事等を行ったことがある者を除く。</u></p> <p>ア 建設部門 イ 管部門 ウ 電気部門 エ 造園部門 オ 測量部門 カ 設計・監理部門 キ 土木設計部門 ク 地質部門</p>	<p>(表彰の基準)</p> <p>第3条 表彰は、<u>前条</u>に規定する表彰の対象となる工事等<u>を完成したもので、</u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 厚木市優良表彰については、<u>厚木市請負工事等成績評定要綱(平成20年4月1日施行。以下「評定要綱」という。)</u>第10条に規定する評定点の合計が80点以上の工事等を行った者</p> <p>(2) 厚木市奨励表彰については、評定要綱第10条に規定する評定点の合計が、次に掲げる部門ごとにおいて最高点であって、かつ、工事にあっては<u>65点未満、工事に係る委託にあっては60点未満の工事等を行ったことがない者(優良表彰対象の業者がある場合は、次点とする。)</u></p> <p>ア 建設部門 イ 管部門 ウ 電気部門 エ 造園部門 オ 測量部門 カ 設計・監理部門 キ 土木設計部門 ク 地質部門</p>

(推薦の手続)

第6条 工事担当課長は、第4条第1号に該当すると認めるときは、推薦書(別記様式)を作成し、検査担当課長を経て、次条第1項に規定する委員会の委員長に提出するものとする。

(委員会の組織等)

第7条 前条の規定により推薦された工事等及び第4条第2号に該当する工事等の表彰対象について審査を行うために、厚木市優良建設工事等表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は総務部を担任する副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

4 委員は、厚木市契約制度等検討委員会規程(昭和45年厚木市訓令第6号)第3条第3項に規定する厚木市契約制度等検討委員会の委員をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会は、必要と認めるときは、工事等担当課等職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、検査主管課が処理する。

(表彰の決定)

第8条 表彰を受けるものは、委員会の審査を経て、市長が決定する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(委員会の組織等)

第5条 表彰の対象工事等の審査を行うために、厚木市優良建設工事等表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は総務部を担任する副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

4 委員は、厚木市契約制度等検討委員会規程(昭和45年厚木市訓令第6号)第3条第3項に規定する厚木市契約制度等検討委員会の委員をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会は、必要と認めるときは、工事等担当課等職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、検査主管課が処理する。

(表彰の決定)

第6条 表彰を受けるものは、委員会の審査を経て、市長が決定する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。